

法人県民税・法人事業税の納税証明書を請求される方へ

法人県民税・法人事業税の申告税については、事業年度終了の日から一定期間内に確定申告を行っていただくとともに、その税額を納付いただいております。

県では、申告をもとに原則申告期限の日に確定作業を行います。税務窓口と情報が共有されるのはその約2週間後になります。

そのため、**申告期限から2週間後より前に納税証明書の請求をされる場合には、窓口ですぐに納付状況を確認できません。**申告・納付状況について、申告受付の担当者へ確認のうえ証明書を発行いたしますので、「領収印のある領収証書の原本」に加えて、「受付印のある申告書の控え」を御提示ください。

手作業での確認となり、お時間を頂戴しますのでご了承くださいませようお願いします。

窓口の混雑時は、ご案内まで相当の時間を要する場合がありますので、お時間に余裕をもって御来庁ください。特に、5月は自動車税種別割の納付等のため、税務窓口への来庁者が多く、大変混雑します。

なお、窓口へ情報共有された後（申告期限から約2週間後以降）に納税証明を請求される場合は、窓口担当者の確認のみでスムーズに発行できます。御理解と御協力をお願いいたします。

